

# 新型コロナウイルス感染症の影響により生活等にお困りの皆さまへ

令和3年2月1日 松田町発行

新型コロナウイルス感染において、休業、無給、減給などによる生活資金の不足、納税などでお困りの方へ、次の様々な制度を神奈川県・松田町でご用意しておりますのでぜひご活用ください。

制度についての詳細は、各問い合わせ先までお電話ください。

対象者	制度の名称等	制度の概要	問い合わせ先
誰でも	相談窓口	新型コロナウイルスの感染が心配な時や、症状がある場合にご相談ください。	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル (県) ☎0570-056774
陽性患者の方	陽性患者の安否確認メール	新型コロナウイルスの陽性患者が希望した場合、日中の安否確認を町も行う	新型コロナウイルス感染者メール窓口 (町) ☎84-5544
検査を行い感染の確認をしたい方	PCR検査の補助	診断料を含む検査費用の1/3、上限額1万円を助成	子育て健康課 ☎84-5544
	抗体検査の補助	診断料を含む検査費用の1/2、上限額6千円を助成	
ひとり親世帯の方	ひとり親家庭等支援金助成事業	令和2年度児童扶養手当受給者に対し、3万円を支給 (第2子以降一人につき1万円加算)	
妊娠されている方	妊婦さん応援給付金	3/31までの間に妊娠が確認された方に対し、1名につき2万円の給付	
国保被保険者で感染等により無給や減給の方	国民健康保険の傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで無給や減給になった場合に受けとれる場合あり	町民課 ☎83-1225
国保加入の世帯主の収入が減少した方	国民健康保険税の減免	新型コロナウイルスの影響により、収入が前年より一定程度減少した世帯は、国民健康保険税が減免される場合あり	
国民年金保険料の支払いが厳しい方	国民年金保険料の免除・納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方が適用される場合あり	町民課 ☎83-1225
水道料金等の支払いが厳しい方	上下水道料金の支払い猶予や分割納付	上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いを猶予や分割納付の相談に対応	環境上下水道課 ☎83-1227
納税が現状厳しい方	県税・町税等の納税の猶予	(町)収入の減少など町税等を納付できない事情のある方については納税を猶予する制度あり (国・県)収入の減少など国税・県税を納付できない事情のある方については納税を猶予する制度あり	町税:税務課 ☎83-1224 国保税:町民課 ☎83-1225 国税:小田原税務署 ☎35-4511 県税:小田原県税事務所 ☎32-8000
休業期間中の賃金が未払いの方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業した中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し休業支援金を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
休業・失業等で生活資金に不安な方	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方(休業された方等向け)	据置期間:貸付日から1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) 返済期間:2年以内	松田町社会福祉協議会 ☎82-0294 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談センター ☎0120-46-1999
	総合支援資金(生活支援費) 生活の立て直しが必要な方(失業された方等向け)	据置期間:貸付日から1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) 返済期間:10年以内	

(裏面へ続く)

対象者	制度の名称等	制度の概要	問い合わせ先
業務や通勤などで発症した方	労災保険の休業補償	業務または通勤などで新型コロナウイルスを発症したと認められる場合に対象	小田原労働基準監督署 ☎22-7151
家賃が払えない方	住居確保給付金の支給	収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給	神奈川県社会福祉協議会 ☎35-0810

### 事業活動に影響を受けている事業者の方

対象者	制度の名称等	制度の概要	問い合わせ先
家賃の支払いが厳しい方	家賃支援給付金	5月から12月の売上が、1カ月で50%以上減少した方、または連続する3カ月で30%以上減少した方に給付金を支給	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
	松田町中小企業・小規模事業者等家賃補助金	5月から12月の売上が、1カ月で20%以上50%未満の範囲で減少した町内事業者に補助金を交付 最大10万円	観光経済課 ☎83-1228
資金繰りのため融資を受けたい方	神奈川県中小企業制度融資	民間金融機関を通じた資金繰り支援としての、「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金」(当初3年間実質無利子)	最寄りの民間金融機関または神奈川県信用保証協会 ☎045-681-7178 他
	松田町経営安定緊急融資	新型コロナウイルスの影響により経営状況が悪化している町内事業者へ貸付(信用保証料全額補助、3年間利子補給)	観光経済課 ☎83-1228
	日本政策金融公庫の融資	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(当初3年間実質無利子)	日本政策金融公庫各支店 (日本政策金融公庫 H.P. 参照)
	商工中金の危機対応融資	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(当初3年間実質無利子)	商工中金各支店 (商工中金 H.P. 参照)
	個人向け緊急小口資金等の特例	新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に生活資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ貸付	松田町社会福祉協議会 ☎82-0294 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
テレワークを導入したい方	テレワーク導入促進事業費補助金	テレワーク導入に係る経費(パソコン等端末・ソフトウェアの購入費、コンサルティングや就業規則の整備に係る費用など)を補助	県テレワーク導入促進事業費補助金事務局 ☎03-6630-5301
子の世話で自分が休業している方	小学校休業等対応支援金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業をした個人事業主又はフリーランスに対し支給	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
経営や資金繰り等の悩みがある方	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策をご案内	足柄上商工会 ☎83-3211 (公財) 神奈川産業振興センター ☎045-633-5201
雇用や賃金等について相談したい方	労働相談	解雇や退職、賃金、労働時間など、働く方や事業主からのご相談を受付	神奈川労働局総合労働相談コーナー ☎045-211-7358 かながわ労働センター ☎045-662-6110 他

- 新型コロナウイルスの影響により、就労が必要となった方で保育所等に預けたいと考えている方  
➡ 子育て健康課までご相談ください ☎84-5544
- 令和3年4月以降の任用を希望される方を対象として、会計年度任用職員の登録を受け付けています。採用は、登録者の中から面接などにより選考して行います。  
新型コロナウイルスの影響により世帯主の給与所得等が減少し、パートタイムでの勤務をお考えの方等、お気軽にお問い合わせください。  
➡ 総務課までご相談ください ☎83-1221